

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 税理士試験 第8条関係</p> <p>(国税の賦課に関する事務)</p> <p>8—2 法第8条第1項第4号に規定する「賦課に関する事務」とは、賦課の事務のほか次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 賦課の事務(犯則の取締り及び賦課に関する<u>再調査</u>処理の事務を含む。)の指導、監督及びそのために必要な調査、検査の事務</p> <p>(2) 国税庁監督評価官の分掌する事務</p> <p>(3) (1)の事務に関する教育を担当する教育官の事務</p> <p>(国税に関するその他の事務)</p> <p>8—3 法第8条第1項第5号に規定する「国税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」とは、次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 法第8条第1項第4号に規定する国税以外の国税の賦課に関する事務(犯則の取締り及び賦課に関する<u>再調査</u>処理の事務を含む。)</p> <p>(2) 国税の徴収の事務(徴収に関する異議処理の事務を含む。)</p> <p>(3) (1)及び(2)の事務に関する指導、監督及びそのために必要な調査又は検査の事務</p> <p>(4) (1)及び(2)の事務に関する教育を担当する教育官の事務</p>	<p>第2章 税理士試験 第8条関係</p> <p>(国税の賦課に関する事務)</p> <p>8—2 法第8条第1項第4号に規定する「賦課に関する事務」とは、賦課の事務のほか次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 賦課の事務(犯則の取締り及び賦課に関する<u>異議</u>処理の事務を含む。)の指導、監督及びそのために必要な調査、検査の事務</p> <p>(2) 国税庁監督評価官の分掌する事務</p> <p>(3) (1)の事務に関する教育を担当する教育官の事務</p> <p>(国税に関するその他の事務)</p> <p>8—3 法第8条第1項第5号に規定する「国税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」とは、次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 法第8条第1項第4号に規定する国税以外の国税の賦課に関する事務(犯則の取締り及び賦課に関する<u>異議</u>処理の事務を含む。)</p> <p>(2) 国税の徴収の事務(徴収に関する異議処理の事務を含む。)</p> <p>(3) (1)及び(2)の事務に関する指導、監督及びそのために必要な調査又は検査の事務</p> <p>(4) (1)及び(2)の事務に関する教育を担当する教育官の事務</p>

改正後	改正前
<p>(地方税の賦課に関する事務)</p> <p>8—4 法第8条第1項第6号に規定する「賦課に関する事務」とは、賦課の事務のほか次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 賦課の事務の指導、監督及びそのために必要な調査、検査の事務</p> <p>(2) 犯則の取締り及び賦課に関する<u>再調査</u>処理の事務並びにこれらの事務の指導、監督及びそのために必要な調査、検査の事務</p> <p>(地方税に関するその他の事務)</p> <p>8—5 法第8条第1項第7号に規定する「地方税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」とは、次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 道府県民税(都民税を含む。)、市町村民税(特別区民税を含む。)、事業税若しくは固定資産税以外の地方税の賦課の事務(犯則の取締り及び賦課に関する<u>再調査</u>処理の事務を含む。)</p> <p>(2) 地方税の徴収の事務(徴収に関する異議処理の事務を含む。)</p> <p>(3) (1)及び(2)の事務に関する指導、監督及びそのために必要な調査、検査の事務</p>	<p>(地方税の賦課に関する事務)</p> <p>8—4 法第8条第1項第6号に規定する「賦課に関する事務」とは、賦課の事務のほか次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 賦課の事務の指導、監督及びそのために必要な調査、検査の事務</p> <p>(2) 犯則の取締り及び賦課に関する<u>異議</u>処理の事務並びにこれらの事務の指導、監督及びそのために必要な調査、検査の事務</p> <p>(地方税に関するその他の事務)</p> <p>8—5 法第8条第1項第7号に規定する「地方税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」とは、次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 道府県民税(都民税を含む。)、市町村民税(特別区民税を含む。)、事業税若しくは固定資産税以外の地方税の賦課の事務(犯則の取締り及び賦課に関する<u>異議</u>処理の事務を含む。)</p> <p>(2) 地方税の徴収の事務(徴収に関する異議処理の事務を含む。)</p> <p>(3) (1)及び(2)の事務に関する指導、監督及びそのために必要な調査、検査の事務</p>